

事務連絡  
令和元年5月23日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」の一部改正に伴う費用徴収の運用について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第37条第2項に基づく措置入院の費用徴収額の認定基準については、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」（平成7年6月16日付け厚生省健医発189号事務次官通知。以下「事務次官通知」という。）により示しているところですが、今般、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」の一部改正について」（令和元年5月23日付け厚生労働省発障0523第1号事務次官通知）において、その認定の基礎を所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する所得税額から、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条に規定する市町村民税所得割の額に改正したところです。

上記の改正を踏まえた実務上の取扱いについては下記のとおり整理いたしましたので、貴殿におかれましては、その内容に関して御了知の上適切に対応いただくとともに、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を除く。）に周知していただくようお願いします。

## 記

### 第1 地方税法によらない市町村民税所得割の額の算定方法について

費用徴収額の認定に当たっては、市町村民税所得割に基づいて所得の確認を行うこととされているが、一部地方税法によらない算定方法について定めているところである。これについての具体的な算定方法は以下のとおりとすること。

#### 1. 年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除の算定について

費用徴収額の認定に当たって用いる市町村民税所得割の額については、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る）及び特定扶養親族（16歳以上19歳未満の者に限る）に関する控除がなされた場合と同様のものとなるように事務次官通知に規定したところである。

市町村民税所得割の額の算定に当たっては、別添1の旧税額計算シートを参考に、扶養控除見直し前の旧税額を計算することにより、扶養控除の見直しによる影響をできるだけ生じさせないよう対応すること。

#### 2. 道府県から指定都市への税源移譲に係る算定について

地方税法及び航空燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）の一部の施行に伴い、道府県から指定都市へ、地方税法に規定する個人住民税所得割の標準税率2%相当分が税源移譲されることとなった。これにより、指定都市に住所を有することで税源移譲後の税率が適用される者については、費用徴収額の認定に当たって、指定都市以外の市町村に住所を有する者と所得が同じにもかかわらず、指定都市に住所を有する者のみが費用される可能性が生じるため、指定都市に住所を有する者に係る市町村民税所得割の額を算定する場合には、これらの者を、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、税源移譲前の標準課税率により算定することとなること。

なお、指定都市に住所を有する者に関し、税源移譲前の標準税率により算定した市町村民税所得割の額については、当面の間、情報提供ネットワークシステムから取得することが可能であるほか、課税証明書により提供されることとなっている。

#### 3. 寡婦控除等のみなし適用について

費用徴収額の認定に当たっては、未婚のひとり親を地方税法上の寡婦又は寡夫とみなして、別添2のフローチャートを参考に、控除を行うこと。

ただし、地方税法を読み替えた場合における「現に婚姻をしていないもの」の「婚姻」とは、市町村民税所得割の額及び所得税額の算定に係る所得を計算する対象となる年の 12 月 31 日時点及び措置決定時のいずれの時点においても、子を有しかつ過去に婚姻の事実(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)が確認できない者とする。

なお、寡婦控除等のみなし適用に係る手続きについては、申告書や戸籍全部事項証明書等を提出させること等の方法が考えられる。

## 第2 経過措置について

適用日に現に入院中の者で、今まで費用徴収されていなかった者について、改正後の事務次官通知による認定基準に基づいて認定した際に、新たに費用徴収されることとなる場合においては、改正前の事務次官通知による認定基準に基づき認定を行うこと。ただし、改正前の事務次官通知による認定基準に基づき認定を行った場合においても、費用徴収されることとなる者については、次回認定からは改正後の事務次官通知による認定基準のみに基づいて認定することとする。

なお、当該経過措置は、その者が退院するまでの間に限るものとする。

## 別紙

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準

### 第1 認定の基準

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第31条の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「麻薬取締法」という。）第59条の4の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第37条第2項の自己負担額は、月額によって決定するものとし、その額は、当該患者並びにその配偶者及び当該患者と生計を一にする絶対的扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項の直系血族及び兄弟姉妹をいう。以下同じ。）について精神保健福祉法第29条第1項若しくは第29条の2第1項の規定による入院、麻薬取締法第58条の8第1項の規定による入院又は感染症法第19条、第20条（これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。）若しくは第46条の規定による入院のあった月の属する年度（当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）（以下「所得割」という。）の額を合算した額を基礎として、次表により認定した額とすること。

| 所得割の額の合算額<br>（年額） | 費用徴収額又は自己負担額（月額）                                                                                                                                               |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 56万4千円以下          | 0円                                                                                                                                                             |
| 56万4千円超           | 2万円。ただし、措置入院に要した医療費の額又は入院に要した医療費の額から、他の法律により給付を受けることができる額（精神保健福祉法第30条の2（麻薬取締法第58条の17第2項により準用する場合を含む。）又は感染症法第39条に規定する他の法律による給付の額をいう。）を控除して得た額が、2万円に満たない場合は、その額。 |

- 2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。
  - (1) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）

があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(2) 当該患者又はその配偶者若しくは当該患者と生計を一にする絶対的扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(3) 当該患者又はその配偶者若しくは当該患者と生計を一にする絶対的扶養義務者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 同法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

3 月の途中で措置入院又は公費負担を開始し、又は終了する場合には、その月の費用徴収額又は自己負担額の認定に当たっては、日割計算をするものとし、1の表中「2万円」とあるのは、「2万円をその月の実日数で除して得た額に措置入院又は公費負担の期間の日数を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

この場合において、1円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てること。

4 当該患者又はその属する世帯の世帯員が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成7年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）による支援給付を受けている場合には、所管の福祉事務所長の証明により、費用徴収を行わず、又は自己負担をさせないものとする。

5 災害等による所得の著しい減少又は支出の著しい増加がある場合には、自己負担額又は費用徴収額は、1から3までにより認定した額の全部又は一部を減じた額とすることができるものとする。

## 第 2 認定の方法

費用徴収額及び自己負担額の認定に当たっては、当該患者の属する世帯の構成、扶養義務者の範囲、生活保護法又は中国残留邦人等支援法の適用の有無、所得の有無及び所得割の額等を把握する必要があること。したがって、措置入院患者についてはその配偶者若しくは当該患者と生計を一にする絶対的扶養義務者（以下「配偶者等」という。）から、入院患者については公費負担の申請者から必要な書類を提出させ、又は市町村役場、福祉事務所等の関係機関、配偶者等若しくは保護者（感染症法第 15 条第 3 項に規定するものをいう。）に対し照会を行うなど適切な方法により、これらの事項の把握に努めるものとする。